

# 公益社団法人宮崎市シルバー人材センター 理事・監事候補者選考の基本方針（内規）

公益社団法人宮崎市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の理事・監事候補者選考について、センター理事・監事候補者選考要綱第8条に基づき次のように基本方針を定める。

## 記

### 1. 理事候補者の選考基本方針

（1）理事候補者の選考数は14名以内とし、内訳の目安は次の通りとする。

- ・正会員及び特別会員から11名以内（内、女性を2名以上とし3割以上を目指す）
  - 本部及び4支部から最低各1名 5名
  - 本部・支部別、職群別にかかわらず 6名以内
- ・その他から3名

理事長と常務理事は宮崎市から推薦された者

他の1名は宮崎市の観光商工部長

（2）候補者の条件

①法が定める欠格事由に該当しないこと

- ・親族等である理事又は監事の合計数の制限
- ・法人法第65条及び認定法第6条等に規定する理事又は監事の欠格事由

②会員期間

- ・選任年度の初日（4月1日）において、会員期間が1年以上であること

③理事の業務に関する知識、能力等があること

- ・センター事業の理念と実態に対する十分な理解
- ・関係法令、定款への知見
- ・事業運営や組織運営に関する判断能力と執行能力
- ・識見が高く、広い見地から、公平・公正に対処できること
- ・地区活動及び就業実績等において、理解力、実行力、指導力、責任感、信頼性に優れていると認められること

（3）欠員補充について

定款上、理事の定数は、7名以上14名以内とされているため、原則として7名未満になるまでは欠員補充は行わない。ただし、当センターの運営に支障が見込まれる場合は、必要な欠員補充を行う。

### 2. 理事候補者の選考方法

（1）選考委員会が、理事候補者の推薦を募る。

（2）選考委員会において、支部・地区・職群・性別・年齢等を考慮し、理事候補者の選考を行う。

（3）選考委員会委員長は、選考した理事候補者を理事会に報告する。

- (4) 宮崎市から推薦された理事候補者及び宮崎市觀光商工部長が理事候補者となる場合については、選考委員会での選考を省略することができる。
- (5) 理事会は、報告された理事候補者について審議し、理事候補者を決定し、総会に諮る。

### 3. 理事候補者の要件

- (1) 自ら理事候補者として推薦した正会員及び特別会員
- (2) 理事長から推薦された正会員及び特別会員
- (3) 理事長から推薦された学識経験者、行政の職員等

### 4. 監事候補者の選考基本方針

- (1) 監事候補者の選考数は2名とする。
  - ・公益社団法人法の改正(2025年)伴い、監事の1名は外部から選考する。
- (2) 候補者の条件
  - ①法が定める欠格事由に該当しないこと
    - ・親族等である理事又は監事の合計数の制限
    - ・法人法第65条及び認定法第6条等に規定する理事・監事の欠格事由
  - ②会員内選考の監事の会員期間
    - ・選任年度の初日（4月1日）において、会員期間が1年以上であること
  - ③監事の業務に関する知識、能力等があること
    - ・センター事業の理念と実態に対する十分な理解
    - ・関係法令、定款への一定の知見に基づく適法性監査能力
    - ・事業運営に関する一定の知見に基づく業務監査能力
    - ・会計制度に関する一定の知見に基づく会計監査能力
    - ・理事やセンター職員との円滑な意思疎通と独立性
- (3) 欠員補充について
  - 定款上、監事の定数は、2名以内とされているため、原則として欠員が1名の場合は、欠員補充は行わない。ただし、外部監事に欠員が生じ場合は、欠員補充を行う。

### 5. 監事候補者の選考方法

- (1) 選考委員会が、監事候補者の推薦を募る。
- (2) 選考委員会において、監事候補者の選考を行う。
- (3) 選考委員会委員長は、選考した監事候補者を、現監事の同意書（過半数）を添えて理事会に報告する。
- (4) 外部監事に関しては、理事長が推薦された者とし、選考委員会での選考を省略することが出来る。
- (5) 理事会は、報告された監事候補者について審議し、監事候補者を決定し、総会に諮る。

### 6. 監事候補者の被推薦者の要件

- (1) 自ら監事候補者として推薦した正会員及び特別会員
- (2) 理事長から推薦された正会員及び特別会員

（3）理事長から推薦された学識経験者、行政の職員等

## 7. 様式

推薦書の様式は次のとおりとする。

様式1 理事候補者自己推薦書

様式2 理事候補者会員推薦書（理事長からの推薦用）

様式3 監事候補者自己推薦書

様式4 監事候補者会員推薦書（理事長からの推薦用）

## 8. 守秘義務

（1）選考委員会の会議は非公開とする。

（2）選考に関わる個人情報及び選考過程については守秘義務を課す。

## 9. 基本方針の実施について

（1）理事会において承認を要する。

（2）この基本方針（内規）は、令和8年1月1日から施行する。